

外来性動物(アライグマ)の生態と被害防止のポイント

町でも家庭菜園や住宅内での外来性動物のふん尿による生活環境被害が増加してきています。外来性動物(アライグマ)について、その生態と防除について説明します。

アライグマの生態と特徴

アライグマは、愛くるしい見かけとはうらはらに、性格は凶暴で、飼い主にもなつきません。そのため、ケージから逃げ出したり、不法に放獣されたりして野生化し、日本全国に分布域を拡大しています。

また、雑食で、小型は乳類、鳥類、両生類、魚に昆虫、果樹、農作物など何でも食べます。

行動は夜行性で、日中は高い樹上や、家屋の屋根裏などのねぐらで休みます。手先が器用で、木や柱、壁を



登るのが非常に得意です。

建物の壁際や、水路、側溝などを歩いて移動する事が多いです。

アライグマは成長が早く、1歳になるとメスは出産できます。3月下旬から5月上旬にかけて、3〜6頭の子どもを産みます。



尾にあるシマ模様が他の動物と見分ける際の大きなポイントです。

被害防止のためのポイント

①農作物被害対策

見た目はかわいくても、餌は絶対に与えてはいけません。畑の作物はネットを掛けるなど、簡単に食べられないようにしましょう。また、被害対策としては電気柵が最も有効です。

近年では、中小型動物の行動特性

を利用し、高さ30センチのトリカルネットに、電線1本で侵入を防ぐ電気柵も考案されました。



トリカルネット
ポリエチレン、ポリプロピレンを主原料とする樹脂製ネットです。軽くて取り扱いが容易でホームセンターで入手できます。

比較的安全で施工ができ、背の低い雑草であれば漏電の心配もありません。

畑に廃棄する作物や生ごみなどを放置したり、収穫しない果物など、餌になる物の放置は絶対にやめましょう。

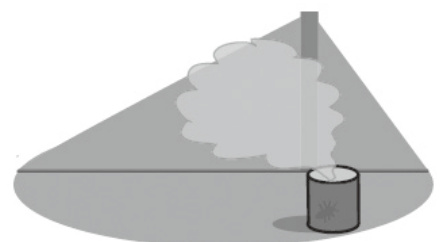
②生活環境被害対策

アライグマの侵入口になりそうな壁や床下、屋根近くの隙間はふさぐようにしましょう。柱や雨どいを伝って屋根へ上り軒先の隙間から屋根裏へ侵入することもあります。特に、

屋根でも人気の少ない、寺社などの古い木造建築は、ねぐらや繁殖場所に使われやすいので注意が必要です。

また、人が住んでいる民家でも、侵入口があると、アライグマが出産・子育てをさせていただきます。

家屋に侵入されたアライグマの追い出し方法の一つとして、アライグマの侵入口を見つけ、アライグマが屋根裏にいる場合には、侵入口から遠い屋根裏の一角で害虫防除剤数をたいて追い出した後、侵入口をふさぎます。



池や水槽の鯉、金魚の捕食防止には、室内へ水槽を移動させるのが一番安全ですが、無理な場合は目の細かい金網などで覆います。アライグマは力が非常に強いので、網が剥がされないようにしっかりと固定してください。

夜間のゴミ出しにも注意してください。夜行性のアライグマが夜中にゴミをあさることもあります。

日野町有害鳥獣被害対策協議会では、数に限りはありますが、捕獲器の貸し出しを行っています。

家屋に侵入された、家庭菜園を荒らされるなど、お困りの際は下記の問い合わせ先へご相談ください。

戦没者等のご遺族の方へ

第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています

令和5年3月31日までにご請求ください

請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■支給対象となる方

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったこと等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 右記1から3以外の戦没者等の二親等内の親族(甥、姪 など)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限りです。

■支給内容

国債名 第十一回特別弔慰金国庫債券
額 面 25万円(5年償還) 月号

◆請求・問い合わせ先 福祉保健課 福祉担当 ☎0748-52-6573

町営住宅入居者募集

令和4年度第2回町営住宅入居者を左記のとおり募集します。

【募集期間】

8月1日(月)から8月26日(金)まで

【募集団地】

- ・第1内池団地(内池150番地)
平成13年築(木造2階建)
- 3DK 1戸
- ・西山団地(豊田205番地23)
昭和60年築(PC造2階建)
- 3DK 1戸

【入居資格】

- ① 町内に住所または勤務地を有していること(3か月以上)。
 - ② 持ち家(共有名義を含む)がなく、住宅に困窮していること。
 - ③ 税・公共料金等を滞納していないこと。
 - ④ 現に同居し、または同居しようとする親族がいること。
- ※ただし、下記の(1)～(6)のいずれかに該当する方は単身でも入居できます。
- (1) 生活保護を受けている方
 - (2) 60歳以上の方
 - (3) 身体障害者でその障害の程度が1級から4級までの方

(4) 精神障害者でその障害の程度が1級から3級までの方

(5) 知的障害者でその障害の程度が精神障害の程度に相当する方

(6) DV被害者に該当する方

(7) 1か月あたりの収入が定められた基準以下であること。

(8) 連帯保証人(2名)をたてられること。

(9) 申込者および同居親族が反社会的勢力に属さないこと。

【月額家賃】

入居者の収入および住宅の諸条件により決定します。

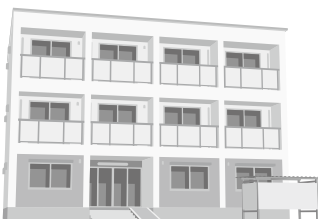
【入居可能予定日】

10月中旬ごろ
※入居者の入退去、住宅の状況等により募集団地の変更等が生じる場合があります。

戸数・規格・家賃の詳細、最新の情報は、町のホームページをご覧ください。

入居については左記にお問い合わせください。

左記にお問い合わせください。



◆問い合わせ先 建設計画課 都市計画担当 ☎0748-52-6567